

「宿泊施設特別利用者証」について

「宿泊施設特別利用者証」は、公立学校共済組合員の資格を喪失した後も、共済組合等が経営する宿泊施設を利用する際に、組合員料金（一般料金と比べて若干有利な料金）でご利用いただけるものです。

※補助券等を使用する、「宿泊利用補助制度」ではありません。

（「宿泊利用補助制度」は現職組合員のみが対象です）



対象施設

①公立学校共済組合直営の宿泊施設・保養所

- ・ご家族の方（配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹）も組合員料金でご利用いただけます。
- ・公立共済やすらぎの宿ホームページの「宿泊予約（組合員の方）」から宿泊施設を事前にご予約いただいたうえで、当日、宿泊施設に「宿泊施設特別利用者証」をご提示ください。

①やすらぎの宿HP



②公立学校共済組合以外の共済組合等（対象団体）が経営する宿泊施設

- ・ご家族の方は一般料金となります。
- ・対象団体は、右記 QR コード（公立学校共済組合本部 HP）からご確認ください。
- ・組合員料金でのご予約方法は、宿泊施設に直接お問い合わせください。

②対象団体について



「宿泊施設特別利用者証」 交付申請方法

本紙下部「宿泊施設特別利用者証」交付申請書を、以下いずれかの方法でご提出ください。

郵 送	〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府教育庁教職員室福利課内 公立学校共済組合大阪支部 健康・福祉担当 あて送付*返信用切手は不要です
窓 口	大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 教育庁福利課・公立学校共済組合大阪支部 「健康・福祉担当」の窓口へ来庁（交付申請書は窓口にも用意しております）
F A X	06-6941-3672 あて送信
通 送 ※在職中の方のみ	大阪府教育庁教職員室福利課 健康・福祉担当 あて送付

「宿泊施設特別利用者証」交付申請書

年 月 日

送付先記入欄

フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日
電話番号	
(最終)所属所名	
退職(予定)日	年 月 日
在職中の方のみ記入ください 組合員証番号 (健康保険証に記載の10桁の番号)	

交付番号（大阪支部が記入します）

送付先	希望の送付先を○で囲ってください。 1. 自宅等 2. 所属所（在職中の方のみ選択可） →所属所あての場合、通送で送付します
住 所	（2. 所属所を選択した方は記入不要） 〒 ※住所は正確にご記入ください。
宛 名	（2. 所属所を選択した方は記入不要） 様